

平成25年度奈良県人権施策協議会 議事録

1 開催日時

平成25年8月7日（水） 10:00～11:40

2 開催場所

奈良県文化会館 集会室A（奈良市登大路町6-2）

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、阿久澤委員、佐々木委員、
訓覇委員、村上委員、松田委員、山下委員、岡下委員

事務局：影山くらし創造部長、山菅くらし創造部次長、吉田教育委員会理事
安井学校教育課長、奥田人権・地域教育課長、山崎女性支援課長
辻子育て支援課長、小出こども家庭課長、杉山長寿社会課長
有本障害福祉課長、山本国際観光課長補佐、前野保健予防課長
槌野人権施策課長

4 議題

(1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

(2) その他

※配付資料

資料1. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画

資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」各分野別関連指標の推移

資料3. 人権相談件数等の推移

資料4. 奈良県人権施策協議会規則

参考資料 1. 人権メッセージ・エピソード作品集「あした」

2. 人権情報誌「かがやき・なら」

5 議事内容

◎開会挨拶（くらし創造部長）

7月を「差別をなくす強化月間」とする本県の取組も今年で40年目を迎えた。この間、人権施策に関する基本計画に基づき、国・市町村及び関係団体、またボランティア・NPO等々との連携・協働を図りながら人権尊重の精神が当たり前の価値として根付く豊かな人権文化の創造を目指して人権施策の推進に取り組んできたところ。

しかし、依然として、児童虐待、いじめ、インターネット上の差別書き込み、ヘイトスピーチ、あるいは戸籍等の大量不正取得という事件が起きており、実効性のある人権救済の制度の確立が必要であると感じている。他府県とも連携し、今後も強く救済制度の確立に向けて、国に対して要望していきたい。

各委員よりご意見をいただき、奈良県の人権施策に関する取組をより良いものにして

いきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

◎議題（1）奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

◆事務局（人権施策課長補佐）から資料1に基づきポイントを説明

○人権施策に関する概況について（2012(平成24)年度の主な取組）

・「学校における人権教育の取組を充実」

人権教育の推進についての基本方針にのっとり具体的には人権教育推進プランに沿って、また、人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]に留意し人権教育がより系統的・横断的・発展的に教育活動に位置づけられ推進されるよう取組の充実を図った。小学校の1年～3年生を対象とした人権教育学習資料集「なかまとともに」を作成した。

・「人権相談の充実」

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワークを進め、国や市町村などの公的機関やNPO等、現在97機関で構成する「なら人権相談ネットワーク」において、各機関の連携・協力を図るとともに相談員のスキルアップを図るための研修会を開催した。

・「奈良県児童虐待防止アクションプランの推進」

平成22年3月に設置された奈良県児童虐待対策検討会からの提言を実行に移すため、平成23年度から平成25年度までを期間とする「児童虐待防止アクションプラン」を策定した。特に昨年7月に田原本で発生した虐待死亡事例の検証報告における「母子保健と児童福祉の連携の推進」「要保護児童対策地域協議会の機能強化のための支援充実」等の提言をふまえ、さらなる児童虐待防止対策事業を実施した。

・「障害者の虐待防止・権利擁護の推進」

平成24年10月1日に障害のある人の権利擁護を目的とした「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行に伴い、障害者虐待に関する通報・相談窓口として、県に「奈良県障害者権利擁護センター」を、各市町村に「市町村障害者虐待防止センター」を設置した。

○人権施策に関する概況について（2013(平成25)年度の主な取組）

・「学校・地域パートナーシップ事業」

地域で子どもを育て、規範意識、社会性の向上に資する仕組みとして、保護者・地域住民と「学校コミュニティ協議会」を組織し、課題解決に向けた取組を推進する市町村に対して補助を行う。

・「DV相談支援事業」

地域での支援の底上げを図るため、市町村職員や民生委員、教職員等を対象に相談員研修を行うとともに、被害者やその家族を対象に、こころのケアを目的に、経験や思いを語り合う場を開設し、また、デートDVメール相談窓口を開設する。

- ・「緊急いじめ対応等学校支援事業」

問題解決が困難ないじめ事象が発生した場合に、外部専門家を活用し、早期解決に向け学校を支援していく。

- ・きめ細かな犯罪被害者等の支援活動の推進」

「公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター」が行う直接支援事業に対して補助を行う。

◆奈良県児童虐待防止アクションプランの推進について

(訓覇委員)

児童虐待防止アクションプランのこれまでの取組の成果と、3年という計画期間が終わった後にどういった課題をもって対処しようとしているのか説明されたい。

(こども家庭課長)

平成 22 年度に桜井市において児童虐待で死亡するという事例が発生したことを受け、児童虐待対策検討会を設け、そこでの提言を受けてアクションプランを策定した。

アクションプランは「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」という 4 つのポイントを定めて、そのポイントごとに課題と具体的な行動を整理したものである。このアクションプランに基づいて、4 つのポイントごとにそれぞれ評価指標というのを定めている。例えば、「未然防止」という項目についての評価指標は、乳幼児健診の未受診児の現認率をあげており、これについては 22 年度が 36.1%、24 年度は 77%となっている。また、乳児家庭全戸訪問事業の実施状況については、22 年度 28 市町村が、24 年度 38 市町村となっている。

児童虐待の対応件数は年々増加しており、24 年度では 23%増で 1,200 件という数字になっている。このアクションプランについて各評価指標、それから実行指標についての事業効果を検証するとともに、それを踏まえて課題と問題点を見直して、具体的な行動についても追加等をしたうえでこのアクションプランを改訂し、26 年度以降についても新たな取り組みを進めるということを考えている。

(佐々木委員)

児童虐待の防止にあたっては「未然防止」が大事であり、それは、早期に誰かが関わって管理してあげることではないかと思う。産後ケア施設の設置を提案したい。産後ケア施設というのは簡単にいうと母子のデイサービスである。産後すぐ里帰りできない方、子育てに困っている方、そういった方のためのショートステイの施設である。そこで、子どもの育児相談等、その支援をしていく。他府県ではしている例もあるので、奈良県でも取り組まれると児童虐待の防止のプラスになるかと思う。

(山下委員)

葛城市では子ども・若者の支援に関わって、「子ども・若者の支援事業」、「二上学級」「引きこもりについてのアンケート調査」などに取り組んでいる。

また、学校でのいじめ等の問題を解決するためには、子どもの問題だけではなく、親に対してのどのようにケアしていくのかということが課題であると思う。佐賀県の「NPO 法人スチューデントサポートフェイス」では、「アウトリーチ（相談員や支援員による家庭訪問）」という方法で、子どもだけでなく親のサポートもできるシステムを作っている。いじめのもとになる家庭の問題を解決していく方法というのは非常に難しい問題であり、その悩みについて、子どものことだけでなく家庭も含めたトータルなものとして受けることができる相談場所を作

っていかなければならないと思う。

◆「いじめや児童虐待について取り組まなければならない教育課題」

(訓覇委員)

いじめや児童虐待について取り組まなければならない教育課題とは、具体的にどのようなことが考えられるのか。

(人権・地域教育課長)

このいじめ・児童虐待に関する対応については生徒指導支援室が担っている。いじめに関しては、子どもたちに「いじめは絶対に許さない」という人権意識を身に付けさせるとともに、他の人の大切さを認めようとする態度で行動できる行動力を培うこと重要であると考えている。

また、児童虐待に関しては、子どもの権利条約等により、まず子どもが暴力等不当な扱いを受けない権利があるということ学ぶこと、あるいは悩みを相談する場所があるということ、あるいはその悩みを正しく伝えることができるコミュニケーション能力を身に付けさせることが必要だと考えている。さらには家庭の役割、家庭教育の大切さを理解させるといったことが必要と考えており、いずれの課題に関しても子どもの教育に関わる大人の人権感覚・人権意識を高めていくことが重要である。

(訓覇委員)

児童虐待の防止にあたっては、アクションプランにあるように、「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」、この4つの重要なポイントである。特に、「未然防止」「早期対応」にあたっては、母子保健分野・医療分野とともに、これから教育分野の果たす役割が非常に大きいと思う。児童虐待防止法の第5条3項に、「学校や児童福祉施設は、児童より保護者に対して児童虐待の防止のための教育、または啓発に努めなければならない」とある。児童虐待は子どもにとって重大な人権侵害である。だから、児童虐待の発生予防と早期発見、これは学校教育においても重要なテーマだと位置づけるべき。子どもに対して「自分を守る」こと「自分を大切にすること」の重要性をさらに徹底していく必要がある。なぜなら、虐待を受けている多くの子どもが保護者からひどい仕打ちを受けているのは、それは自分が悪いからだと思っているケースが非常に多いからである。よって、子どもが保護者から日常的に受けている理不尽な行為について、「これは虐待である。虐待は人権侵害行為であり親といえども許されない」ということを子どもに教えて「自分を守ること」「自分を大切にすること」の重要性を伝えていく必要がある。

そして、子どもたちが安心して相談しやすいような環境作り、これも大きな課題である。

今後、学校・児童福祉施設で、特に力を入れる必要があるのは、性的虐待を受けた児童への取組だと思う。児童相談所の窓口で受けている性的虐待の通報件数、あれは氷山の一角である。実際には誰にも打ち明けられずに悩んでいる子どもたちが潜在的に非常に多い。また、性的虐待を受けている児童の多くは小学校、中学生である。そして、性的虐待を受けて大人になった被害者の心には一生涯にわたって傷が深く残り、それが精神面あるいは犯罪・非行といった行動面に表れている事例が非常に多い。また、性的虐待は他の虐待に比べて、外部からはわかりにくいという問題もある。本人が訴えない限りなかなか発見しづらい。

子どもがそうした性的虐待を打ち明けるのは、担任あるいは養護教諭であることが多いとい

う研究報告がある。こうした性的虐待を受けた児童の早期発見のためにも、被害にあう可能性の高い小中学生が自分から進んで相談できるような環境作りに向けて、学校は取り組まなければならない。今後、身近な信頼できる大人に「SOS」を発信しやすいような環境をどのように整えていくかということが今後の大事な課題である。

(人権・地域教育課長)

委員ご指摘のように、この性的虐待については非常に見えにくい部分がある。このことにあわせて、性的マイノリティの問題もある。こうしたことの相談が養護教諭に行くことが非常に多い。そのため、養護教諭あるいは生徒指導部長を対象とした研修会を設けるなど、きめ細かく活動を繰り返す中で虐待防止について小中県立学校一身になって取り組んでいきたい。

◆奈良県障害者権利擁護センターの事業内容等について

(村上委員)

昨年施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により設けられている「奈良県障害者権利擁護センター」の事業内容について、使用者からの通報状況、あるいは市町村から通報のあった養護者や福祉施設業者等の虐待の報告等について説明されたい。

(障害福祉課長)

障害者虐待防止法においては、障害者の虐待防止や権利擁護に関する県や市町村の実施すべき措置や役割が具体的に規定されている。障害者虐待の対応窓口として、県においては「都道府県障害者権利擁護センター」、市町村においては「市町村障害者虐待防止センター」を設置することとなっている。県においては、昨年10月1日の法施行にあわせ、障害福祉課内に「奈良県障害者権利擁護センター」を設置し、専用電話による通報・相談に対応する他、虐待事案への対応として、労働局をはじめとする関係機関や援護の実施主体である市町村との連携・助言・援助等を実施しているところ。

通報・相談の状況については、昨年10月から本年3月までの半年間で県の障害者権利擁護センターに9件、各市町村虐待防止センターに30件の合計39件の通報及び相談があった。県で受けた9件のうち養護者によるものが2件、施設従事者によるものが5件、使用者によるものが2件である。合計9件のうち虐待と判断したものはなかった。市町村で受けた30件の内訳は、養護者によるものが27件、施設従事者によるものが3件、使用者によるものはなかった。その合計30件のうち虐待と判断されたものは21件だった。

◆「知的障害者 覚えない養子縁組 27回」の報道について

(村上委員)

7月25日付の毎日新聞の1面トップで「知的障害者 覚えない養子縁組 27回」の記事が報道されていた。何者かが勝手に偽装縁組をしたとみられ、犯罪に利用されていた可能性が指摘をされている。この報道を受けて、奈良県でも同様のケースがあるのかどうか調査をする考えはあるか。

また、奈良県地域生活定着支援センターの事業内容と活動実績について説明されたい。

(障害福祉課長)

県で同様のケースがあるかどうかの確認調査については、現在のところ予定はない。しかし、障害者の権利擁護に関しては、各市町村で必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行うため、障害支援事業等を行っている。

また、知的障害などによって物事を判断する能力が十分でない場合には成年後見制度がある。障害のある人が権利侵害を受けることがない、また今回のような事案を未然に防ぐためには、相談事業や成年後見制度以外に行政をはじめ障害者支援に関係する機関が普段から密接に連携して情報を共有して支援にあたる必要があると考えている。

(人権施策課長補佐)

地域生活定着支援センターの事業に関しては、地域福祉課が担当している。高齢者または障害者が刑務所等の矯正施設を退所後に、円滑に地域に受け入れてもらうための支援体制が十分に整っていないことから再犯に至るケースが数多く発生している。そこで県では、平成 23 年度から奈良県地域生活定着支援センターを開設し、このような福祉支援を必要とする矯正施設退所者について、施設入所中から職員が関わり保護観察所等と共同して退所後直ちに必要な福祉サービス等を利用できるように支援をしている。現在このセンターの運営は、「特定非営利活動法人 どうで」に委託して実施している。

なお、センターの事業については主に 3 つあり、1 つは、矯正施設の退所予定者を対象として、福祉サービス等にかわるニーズの内容の確認等を行い、受け入れ施設の斡旋または、福祉サービス等に関わる申請支援等を行う「コーディネート業務」である。2 つ目は、このコーディネート業務により矯正施設退所者を受け入れていただいた施設等に対して必要な助言を行う「フォローアップ業務」である。3 つ目は、矯正施設退所者の福祉サービス等の利用に関して、本人またはその関係者からの相談において、助言または、その他必要な支援を行う「相談支援業務」である。

(村上委員)

「知的障害者が覚えのない養子縁組を 27 回繰り返されていた」(7 月 25 日付の毎日新聞)、こういう記事が出た時に、県内各市町村においては、同様のケースがないか調査すべきではないか。県として権限がないということであるならば、戸籍を担当している地方法務局に、調査すべきだという働きかけをすべきだと思う。問題が起きた際、真摯に「自分たちの中に同様の問題がないのかどうか」ということを考えなければならない。そういう感覚を持たなければならない。基本計画には「県民一人ひとりが人権を自分の問題として捉え直し、主体的に具体的な取組や実践につなげていくことが豊かな人権文化を築く」と書いてある。県民というのは別の場所にいるわけではない。ここにいる県職員の人たちも含めて人権を身近な問題として取り上げるといふスタンスでないといつまでたっても人権問題は解決しない。

◆刑を終えて出所した人の社会復帰について

(山下委員)

彼らが出てくる時に社会復帰をする場所を作ってあげなければならないのだが、今、不景気な状況の中でなかなか企業側が受け入れてくれないという状況がある。県内の企業に対して、下請けの斡旋をすることで企業と刑務所との関わりを作り、出所してきた方々が受け入れてもらいやすいような状況を作るといいのではないかと。また、市町村や県のイベントの際にも矯正

展を開催して、地域の人たちにもっと知ってもらえるようにしていくとよいのではないかと思う。

◎議題（２）その他

◆障害者権利条約の批准についての奈良県の考え

（村上委員）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、これで障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備が終わって、批准に向けて動き出すものと考えられる。世界 130 以上の国が批准しているにも関わらず、日本がまだ批准できていない障害者権利条約の意義について、県はどのように考えておられるのか。また、この法律の施行は 3 年後の 2016 年 4 月 1 日だが、経過措置として国による「基本方針」の策定、あるいは地方公共団体等の「地方公共団体等職員対応要領」の策定、そうした動きは国の施行以前にも行うことができるはずだが、そうしたことについて県の考えをお聞きしたい。

（障害福祉課長）

障害者権利条約の意義について、平成 23 年に障害者基本法の改正が行われ、その第 4 条において基本原則として差別の禁止が規定されたところ。また昨年障害者総合支援法、今年障害者差別解消法の制定等、いずれも障害者権利条約の主旨を踏まえたものとされている。今後、批准に向けた動きになると推察するが、障害者にとっては非常に重要な条約だと認識している。

また、障害者差別解消法に関して、「地方公共団体等職員対応要領」の策定に向けて、障害者と関係者との意見交換を始めるべきだというご質問であるが、これに関連して、県では平成 26 年までを計画期間とする奈良県障害者計画がある。平成 27 年 3 月末を目標としてその基本計画の見直しを進めているところ。あわせて今回の見直しの過程においては、障害者施策の基本理念や基本的な方向性、障害者差別の解消に関する施策や取り組みを規定するような条例を制定も視野に入れながら進めることとしている。その見直しにあたり、障害者団体等の意見を十分聴取するため、各障害者当事者団体等の個別ヒアリングを順次実施していくこととしており、それに加えて、障害のある人・ない人に関わらず県民の方からもアンケート調査という形で、ご意見・ご要望を募集しているところ。

障害者差別解消法に基づく「地方公共団体等職員対応要領」の策定についても、国や他府県の動きや状況を注視しながら今後も検討を行ってまいりたい。

◆戸籍・住民票の本人通知制度について

（野口委員）

このことに関する県の担当部署はどこか。奈良県内で実施している市町村はどこか。実施主体は市町村であるが、県としては本人通知制度にはどのような方針で臨んでいくのか。本人通知制度については消極的な態度もみられるが、県としては市町村から質問があった場合どのように対応しているのか。

(人権施策課長補佐)

本人通知制度に関する県の担当課は地域振興部の市町村振興課。

次に、制度を導入している市町村、すべての市（12市）と、三郷町と川西町の合計14団体である。今年度中にはさらに6団体が導入する予定と聞いている。

県としては制度を導入していない市町村に向けて、導入の検討をお願いしているところ。具体的には、平成22年度の市町村長サミットの場合において、知事から各市町村長へ制度の導入に向けての積極的な検討を依頼したところ。また、直近では今年5月にも市町村向けに制度導入の検討を文書で依頼した。

市町村から質問があった場合にどのような対応をしているかということについては、県としては積極的な導入の検討を求めるとともに、技術的な助言を行う等の対応をしているところ。

◆宅地建物取引業における人権問題について

(野口委員)

大阪・京都等では宅建取引業に関する人権問題について指針を策定している。それに相当する取組は奈良県ではどのようになっているのか。

また、不動産物件が同和地区に所在するかどうか等の問い合わせが顧客から業者にあった時、どのようにしているのか。また、奈良県は宅建取引業者に対してどのような指導を行っているのか。

外国籍をもつ人、障害をもつ人、高齢者などには、貸したくないという家主に対してどのような啓発を行っているのか。

(人権施策課長補佐)

宅地建物取引業関係については建築課が担当している。

県では平成23年度より宅地建物取引主任者を対象とした法定講習に、人権についてのカリキュラムを追加して担当者の人権意識の向上を図るとともに、業界団体が宅地建物取引業者を対象としている研修に建築課の職員を派遣して、アンケート結果や土地差別調査事件等を紹介し、人権啓発を行っているところ。

さらに宅建の免許の交付の際に県作成の人権リーフレットを配布するとともに、ホームページに人権啓発資料を掲載している。また、業界団体の研修会で人権のリーフレットを配布したり、業界団体のホームページにリーフレットを掲載している。そのようにして人権意識の向上や入居差別の撤廃に取り組んでいる。

業者に対する指導については、業界団体との意見交換会や、業界団体等の研修会の場において、「顧客等から取引物件が同和地区に所在するかどうかの問い合わせを受けた場合に、その意向に応じて回答することは差別を助長し差別につながる行為である」、「このような質問に回答しなくても宅地建物取引業法に抵触しない」、そういった旨を研修で繰り返し説明をしている。

外国籍をもつ方、障害をもつ方、高齢者等には貸したくないという家主に対しての啓発については、建築行政としては、家主に対して直接接する機会はありませんが、宅地建物取引業者を通じて、外国籍をもつ方、障害をもつ方、高齢者の方を理由に入所を断ることは、差別を助長する行為であり、直さなければならないという旨の指導・啓発を行っているところ。

(野口委員)

研修会場で人権意識の向上や啓発に努めているとのことだが、大阪や京都のように指針を策定して、奈良県としての考え方を明確にすることも大事だと思う。また、宅建業者の側に「人権問題に関する指導員制度」を作ることも重要になってくると思う。例えば、顧客から同和地区かどうかの問い合わせがあった時に「答えなくてもいい」「答える必要はない」というだけではなく、顧客に対してきちとした人権啓発を進めていく、そういうような人権問題の担い手を宅建業者にやってもらう。そこまで踏み込んでいくべきだと思う。

◆サポートステーション事業について

(阿久澤委員)

人権の中で非常に傷つきやすいグループとして注目されているのが「若者」であり、若者をどう支援していくのか、社会とどうつなぐのかということが非常に重要となっている。若者に関わる相談については、サポートステーション事業（以下サポステ）が広がってきている。奈良県では、大阪技能専門学校が桜井市のサポステを受託している。サポステにどのような相談がきているかということを入権相談の統計に含めてはどうだろうか。

◆通信制高校等での人権に関する取組について

(阿久澤委員)

最近では、高校生の全体の 5%が通信制高校に在籍するようになっている。全体の高校の在籍者は減っていても通信制高校だけは学校数だけでもこの 10 年間で 2 倍に増えており、学校に通えない発達特性のある子どもたち、ボーダーの子どもたち、不登校経験者が圧倒的多数を占めている。小中学校はフリースクールに通い、そして通信制高校に通って高校卒業の資格を取り、そうしたところ大学の修士まで通信制で得ることができる。問題は、学校という建物に一步も足を運ばずに修士が取得できるという教育システムになっていること。若者の人権というと、公立の小中学校や私立の学校までということになるので、通信制や株式会社立の学校で、何が行われているのかということを見ていく必要があると思う。

◎まとめ（寺澤会長）

たくさんのお意見を出していただいた。人権課題を掘り起こし、新しい試みを立ち上げていく、そういう課題が行政にも教育にも迫っているように感じた。

奈良県では、ヒューマンフェスティバルや「毎月 11 日は人権を確かめあう日」とする取組がある。しかし、その程度の人権感覚でとどまっているようではいけない。「個々の生活に関わっての事例に、行政・教育・関係機関がどのようにアプローチしていけるのか」という課題を各委員から出していただいたので、行政施策として新たに発想と提起を期待したい。

(以 上)